

## 施策30 快適な生活環境づくり

目的

対象 …… 市民、事業者  
意図 …… 安心して暮らせる環境を維持することができる

### 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



### 施策の方向

生活環境被害の防止対策、まちの美化活動、路上喫煙対策、下水道施設の機能維持などについて、市民、地域、事業者、市がそれぞれの役割に応じた取組を進め、市民が安心して暮らすことができる環境を維持します。

### 施策のポイント

- 特定粉じん物質（アスベスト）への対応など、まち公害発生防止の取組の推進
- 路上喫煙対策を含むまちの美化活動の推進
- 持続可能な下水道事業経営の構築

### 基本的取組の体系

#### 施策30 快適な生活環境づくり

30-1 生活環境の維持向上

30-2 美化活動の推進

30-3 持続可能な下水道事業経営

重点

基本計画事業

都市美化の促進と路上喫煙対策の推進

1 下水道施設における浸水・地震対策の推進[再掲]

下水道施設の老朽化・劣化対策の推進

## 現状と主要課題

- 市民が安心して暮らすことができる生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、特定粉じん物質（アスベスト）等について、東京都との連携を図りながら、監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導による未然防止に努める必要があります。
- 市は、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。その中で特に美化を推進する必要があり、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しています。令和4年3月末現在、同地区に指定された地区は8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年7月1日に、「調布市受動喫煙防止条例」を施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上等喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙対策と連動して、路上喫煙対策に取り組んでいます。
- ごみのポイ捨てや喫煙等のマナーを守るよう、市民の意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境の確保に努める必要があります。
- 下水道施設の維持管理では、道路陥没事故等を未然に防止するため、目視やTVカメラによる点検・調査により管路の状態を確認し、リスクを評価したうえで改築・修繕を行う老朽化・劣化対策に平成27年度から着手しています。この取組により、壊れてから直す事後保全型の維持管理から、不具合が生じる前に対応する予防保全型の維持管理への転換を目指しています。市の下水管路は、今から40年以上前の都市化が進んだ昭和40～50年代に集中的に整備しており、今後老朽化が急速に進行していくことから、維持管理コストや対策に要する事業量の増加が見込まれます。このため、円滑な事業執行体制を構築するとともに財政負担を平準化し、予防保全型の維持管理を持续的に進めていく必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化や災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会の実現への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水管路新設工事を進めています。
- 循環型社会形成に寄与する取組として、下水道工事において、エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品を継続利用していますが、地球温暖化の影響が深刻化する中、脱炭素社会の実現に貢献する更なる取組を検討する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発における排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 下水道事業においては、令和2年度に移行した公営企業会計により明らかになった減価償却費などの費用と下水道使用料などの収益の対応関係や、資産や負債に関する情報を活用することで、中長期的な視点に立ち、支出と収入のバランスを確保しながら、持続可能な下水道事業経営につなげる必要があります。

## 基本的取組の内容

### 30-1 生活環境の維持向上

#### ◆情報提供の推進と意識啓発

事業者や市民一人一人における、安全で快適な生活環境に関する意識を高めるため、市ホームページなどを活用した、生活環境への配慮等に対する意識啓発を推進します。

#### ◆公害のない環境の維持

大気汚染等の調査を実施しつつ、関係機関と連携した公害発生の防止に努めます。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
騒音や悪臭等の公害対策について不満を感じる市民の割合	14.4% (令和4年度)	12.0% (令和8(2026)年度)

#### ●その他の主な事業

- ・大気汚染、河川水質等の調査監視と啓発

### 30-2 美化活動の推進

#### ◆まちの美化の推進

美化推進重点地区における自主的な美化活動を支援するとともに、多摩川・野川、調布駅前、飛田給駅前におけるクリーン作戦を実施します。また、受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策や、路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする路上喫煙対策の取組を推進します。



<多摩川クリーン作戦>



<路上等喫煙禁止区域啓発タイル>

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
美化活動に参加した市民の数	3,731人 (令和3年度)	1万5,000人 (令和5～令和8(2026)年度 の延べ人数)

## 基本計画事業

No.	96																											
事業名	<b>都市美化の促進と路上喫煙対策の推進</b>		区分	拡充	担当課	環境政策課																						
事業の概要	美化推進キャンペーンによる啓発活動、定期的な清掃活動を実施・支援します。路上喫煙禁止区域の周知及び喫煙者に対する喫煙マナーの向上を図ります。																											
年度別計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5(2023) 年度</th> <th>令和6(2024) 年度</th> <th>令和7(2025) 年度</th> <th>令和8(2026) 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○受動喫煙防止パトロールの実施 (市内各駅)</td><td>○継続</td><td>○継続</td><td>○継続</td></tr> <tr> <td>○地域清掃活動の支援</td><td>○継続</td><td>○継続</td><td>○継続</td></tr> <tr> <td>○多摩川・野川・調布駅前・飛田給駅前クリーン作戦の実施</td><td>○継続</td><td>○継続</td><td>○継続</td></tr> <tr> <td>○喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンの実施</td><td>○継続</td><td>○継続</td><td>○継続</td></tr> <tr> <td>○路上喫煙防止対策の推進</td><td>○継続</td><td>○継続 ○新たな美化推進重点地区の指定</td><td>○継続</td></tr> </tbody> </table>		令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	○受動喫煙防止パトロールの実施 (市内各駅)	○継続	○継続	○継続	○地域清掃活動の支援	○継続	○継続	○継続	○多摩川・野川・調布駅前・飛田給駅前クリーン作戦の実施	○継続	○継続	○継続	○喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンの実施	○継続	○継続	○継続	○路上喫煙防止対策の推進	○継続	○継続 ○新たな美化推進重点地区の指定	○継続		
令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度																									
○受動喫煙防止パトロールの実施 (市内各駅)	○継続	○継続	○継続																									
○地域清掃活動の支援	○継続	○継続	○継続																									
○多摩川・野川・調布駅前・飛田給駅前クリーン作戦の実施	○継続	○継続	○継続																									
○喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンの実施	○継続	○継続	○継続																									
○路上喫煙防止対策の推進	○継続	○継続 ○新たな美化推進重点地区の指定	○継続																									
事業費 (百万円)	24	24	24	24																								

### 30-3 持続可能な下水道事業経営

#### ◆下水道施設の予防保全型の維持管理への本格的な転換の推進

調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道管路の維持管理を行う、老朽化・劣化対策や、仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業を着実に推進します。また、公民連携手法の一つである、下水管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組を推進し、予防保全型の維持管理を進めます。この他、調布市下水道地震対策に関する実施方針を策定し、下水道管路の耐震診断を進めるとともに、診断結果に基づき、対策を推進します。

#### ◆水環境の保全・再生に向けた取組

雨水浸透施設の設置や雨天時放流水の水質調査を引き続き推進します。

#### ◆下水道資源・エネルギーの有効利用

エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品等の資源化製品の利用を継続します。また、下水管路内の下水道熱の性質を踏まえ、冷暖房等の熱源としての利用可能性を検討します。

また、市内の下水を処理している森ヶ崎水再生センターを管理する東京都と連携し、温室効果ガス排出量が少ない水処理設備や汚泥処理設備への更新事業費を負担します。

#### ◆下水道事業の財務マネジメントの向上及び情報発信の強化

調布市下水道ビジョンに基づき、中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討を進めます。また、普段目にすることが少ない下水道の仕組みや役割、経営情報や課題等について、分かりやすい情報発信に努め、情報の共有化を進めます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
下水道施設の老朽化・劣化対策における管路点検延長累計	6,036スパン <sup>1</sup> (令和3年度)	1万1,626スパン <sup>2</sup> (令和8(2026)年度)

1 スパンは、マンホールとマンホールの間を1スパンとする単位。市内全域で約2万2,000スパンあり、20年サイクルで点検が一巡（令和18(2036)年度想定）するよう計画

2 目標値は、調布市下水道ビジョンにおける令和12年度の目標値を踏まえ算出

## 基本計画事業

No.	6	重点1						
事業名	下水道施設における浸水・地震対策の推進【再掲】				区分	新規	担当課	下水道課
事業の概要	狛江市と連携して、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を推進します。あわせて浸水対策マスター プランとなる雨水管理に関する総合計画を策定し、市内全域を対象とした総合的な浸水対策を進めます。また、調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき下水道管路の耐震診断を継続するほか、今後の実施方針を策定します。							
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度				
	○浸水対策の実施 • 令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策工事の基本設計（狛江市負担金） • 雨水管理総合計画策定準備	○継続 • 継続  • 継続	○継続 • 継続  • 雨水管理総合計画策定	○継続 • 継続  • 雨水管理総合計画に基づく対策の推進 ○継続 • 継続				
事業費(百万円)	116	81	362	411				

No.	97	重点1						
事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進				区分	新規	担当課	下水道課
事業の概要	調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路の維持管理を行う、老朽化・劣化対策を推進します。また、下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組を推進します。							
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度				
	○下水道施設の老朽化・劣化対策の実施 • 下水道ストックマネジメント計画（第1期）に基づく維持管理、改築・修繕	○継続 • 継続  • 継続 • 維持管理に関するデータ整理	○継続 • 継続  • 下水道ストックマネジメント計画（第2期）策定 • 継続	○継続  • 下水道ストックマネジメント計画（第2期）に基づく維持管理、改築・修繕 • 維持管理台帳システム導入準備 ○継続				
事業費(百万円)	454	494	519	448				



## 施策の推進、成果向上の視点に関する取組の方向

### デジタル技術の活用

- 下水道管路の維持管理情報のデジタル化を進め、予防保全型の維持管理業務へ活用することで、市民が安心して暮らせる環境を維持します。

### 共創のまちづくり

- 地域住民による自主的な清掃活動への支援や、市民との協働による定期的な清掃活動（クリーン作戦）を実施し、まちの美化活動を推進します。

### 脱炭素社会の実現

- 下水熱を利用した創エネルギーについて検討します。
- 雨水浸透施設の設置を促進し、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養等を図ります。

### フェーズフリー

- 下水道施設の予防保全型の維持管理を推進し、平常時も災害時も安定した下水処理を持続します。

